

議案第10号

地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて

地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年6月6日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専決処分書

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行された。
これに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について、事務上緊急を要し、かつ、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

勝山市長 水上 実喜夫

勝山市条例第 号

地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例(平成28年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月2日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、第2条第1号に規定する地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者(以下「特別償却設備設置者」という。)が平成27年10月2日以後に取得した当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合にお</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月2日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、前条第1号に規定する地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者(以下「特別償却設備設置者」という。)が平成27年10月2日以後に取得した当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合にお</p>

ける当該土地に限る。)に対して課する固定資産税(特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して新たに固定資産税を課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後3年度に課するものに限る。)の税率については、市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(略)

(略)

る当該土地に限る。)に対して課する固定資産税(特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して新たに固定資産税を課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後3年度に課するものに限る。)の税率については、市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(略)

(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。